

妙高市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

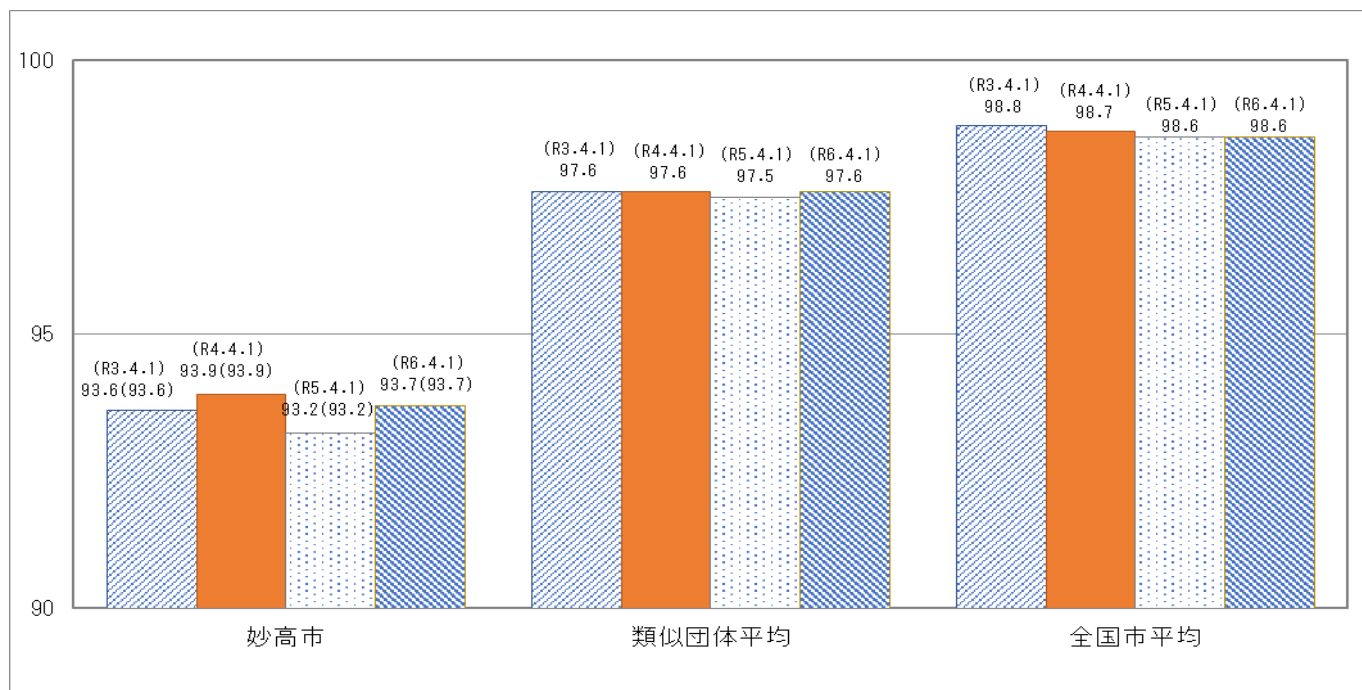
区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
R5年度	人 29,885	千円 22,282,458	千円 1,936,356	千円 2,969,022	% 13.3	% 14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 296	千円 1,036,581	千円 148,081	千円 414,273	千円 1,598,935	千円 5,401	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。
- 3 給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施

給料表の改定実施時期…平成27年4月1日

内容…行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。若年層では初任給に係る号給については引下げを行わず、高齢層では50歳代後半層の多く在職する高位号給をより引き下げ。ただし、引下げ率が大きい5級及び6級については8号給増設。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。技能労務職給料表について、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

妙高市は支給対象地域外。ただし、派遣職員等国支給対象地域に在住する職員に対し、国基準に準じて支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様の見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
妙高市	43.3 歳	307,180 円	344,888 円	322,621 円
新潟県	44.2 歳	332,538 円	412,564 円	364,814 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与月額 B	
妙高市	55.3 歳	11人	282,591 円	296,810 円	291,178 円	—	—	—	—
うち給食調理員	56.2 歳	6人	289,217 円	293,631 円	293,631 円	飲食物調理 従事者	43.9 歳	237,600 円	1.24
うち用務員	— 歳	1人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち運転手	51.8 歳	4人	291,875 円	320,756 円	308,264 円	乗用自動車 運転手	61.4 歳	222,400 円	1.44
新潟県	55.8 歳	317人	322,579 円	358,420 円	341,011 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	12人	294,304 円	323,768 円	305,233 円	—	—	—	—

区 分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
妙高市	—	—	—
うち給食調理員	4,776,726 円	3,127,900 円	1.53
うち用務員	— 円	— 円	—
うち運転手	5,040,580 円	2,856,000 円	1.76

※用務員は、該当者が少数のため掲載なし

(注)

- 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（令和3～令和5年の3ヶ年平均）。
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		妙高市	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円	—
	中 学 卒	155,300 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,650 円	326,300 円	342,600 円	371,600 円
	高 校 卒	216,200 円	309,100 円	325,600 円	335,700 円
技能労務職	高 校 卒	—	(256,000 円)	285,100 円	299,400 円

(注) 1 () 書きは該当職員がいないため、モデル給料であることを表します。

2 技能労務職は「—」は該当者なしのため掲載していません。

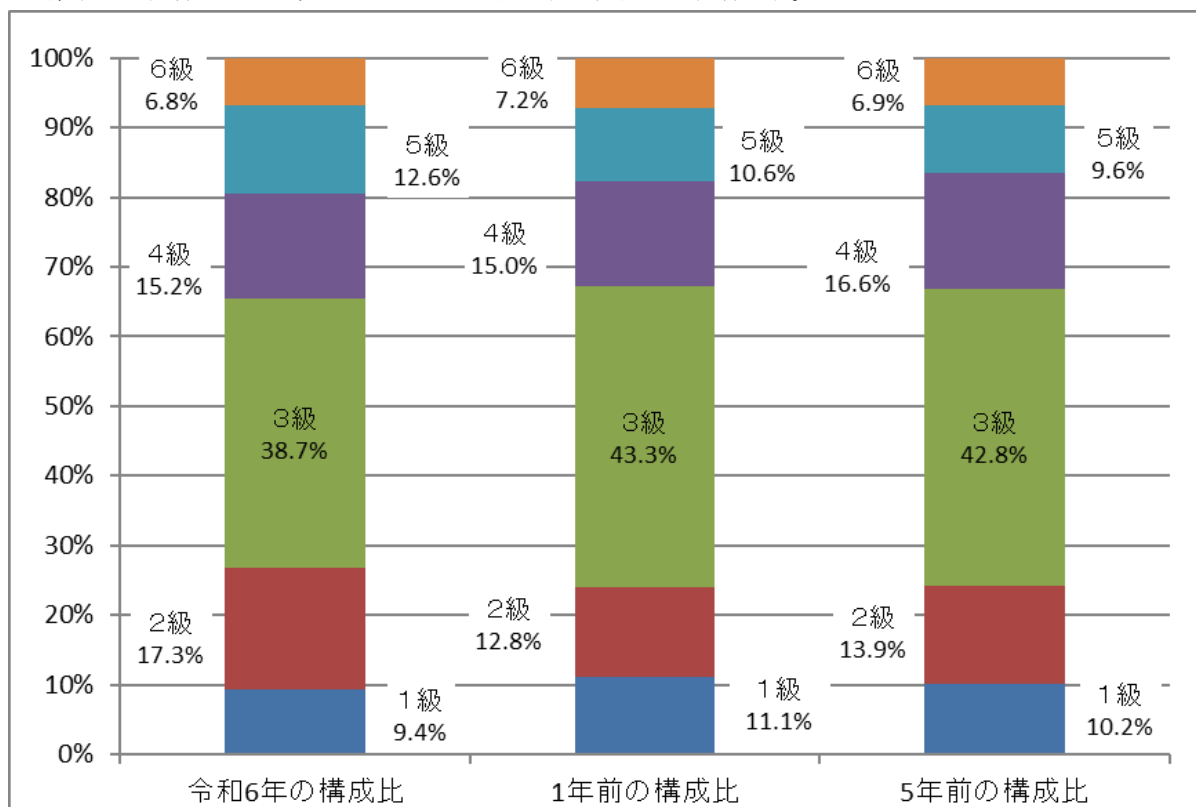
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

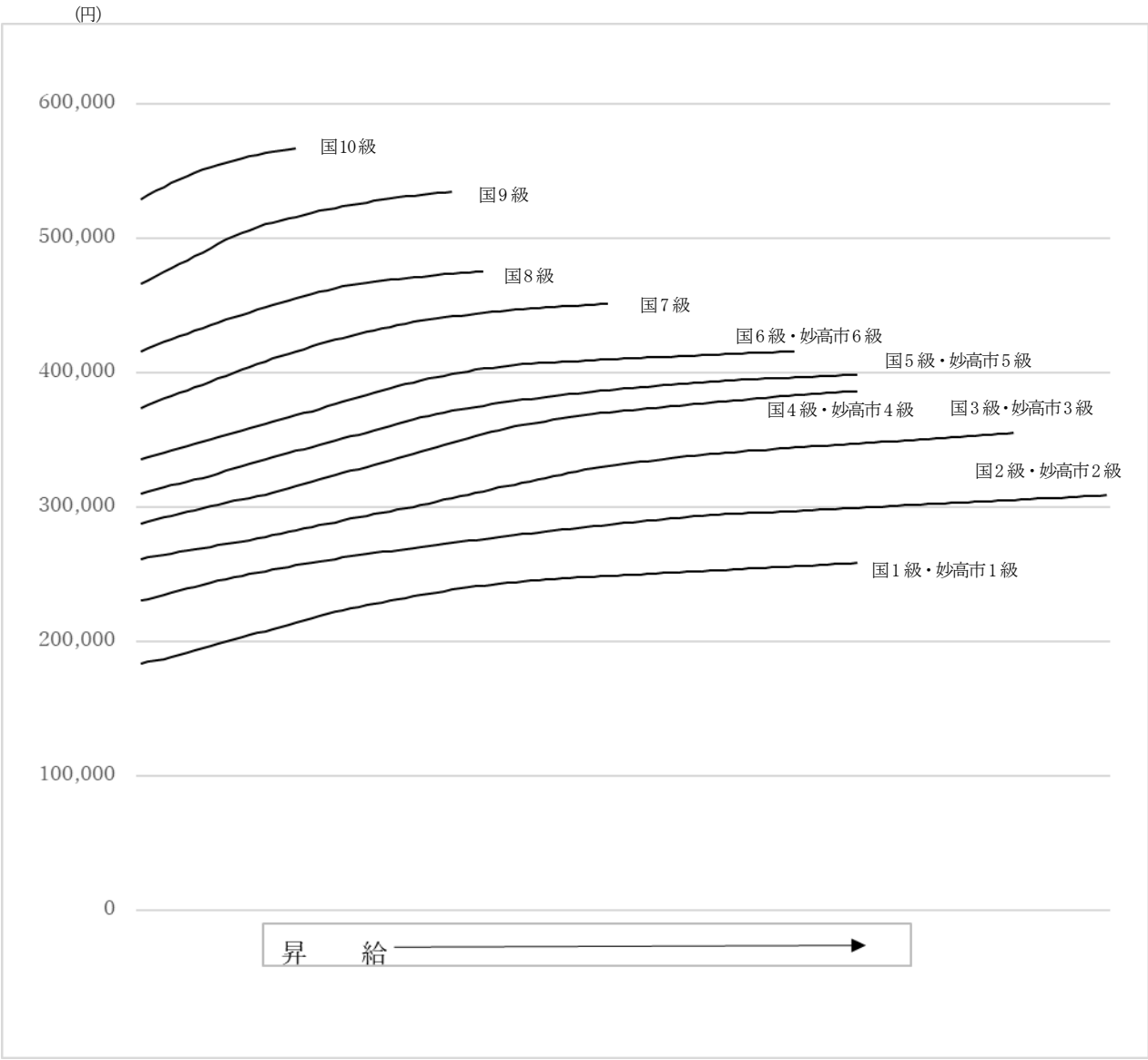
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師、主事補、技師補	18 人	9.4 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事、技師	33 人	17.3 %	208,000 円	305,200 円
3 級	副参事係長、副参事、係長、主査	74 人	38.7 %	240,900 円	351,000 円
4 級	課長補佐、次長、室長、 副参事係長、副参事、係長	29 人	15.2 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長、局長、支所長、参事、 課長補佐、次長、室長	24 人	12.6 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長、局長、支所長、参事	13 人	6.8 %	323,100 円	411,300 円

(注) 1 妙高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（妙高市、一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給部分	昇給可能な部分	昇給実績がある部分	昇給可能な部分	昇給実績がある部分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

（注）全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき昇給を決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

妙高市	新潟県	国
1人当たりの平均支給額（R5年度） 1,390 千円	1人当たりの平均支給額（令和5年度） 1,628 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.35)月分 (1.00)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.35)月分 (1.00)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（妙高市、一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(注) 全職員を対象に業績、態度、能力について期別評価を行い、その結果に基づき▲30%～+30%の範囲で勤勉手当の成績率を決定しています。

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

妙高市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 2,703千円 16,988千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			533,880 円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			533,880 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
新潟市	3 %	1 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			93.7 (93.7)

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
行路死亡人等取扱 手当	行路死亡人、行路病人の対応をした職員	行路死亡人、行路病人の対応業務	0千円	行路死亡人 1件 2,000円 行路病人 1件 1,000円
防疫等作業手当	感染症等の防疫作業に従事した職員	感染症等の防疫作業	0千円	感染症 1日 290円 家畜伝染病 1日 380円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	71,815,090円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	252,870円
支給実績（R4年度決算）	65,341,777円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	237,607円

（注） 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5（又は令和4）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 1人につき 10,000 円 (16歳から22歳までの子は1人につき 5,000 円を加算)	同じ		25,118千円	222,283円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 ・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高28,000 円	同じ		11,277千円	275,049円
通 勤 手 当	交通機関利用及び自動車等交通用具使用職員に支給 ・交通機関利用 電車、バスなど負担している運賃の額に応じて、定期券の通用期間毎に最高55,000 円 ・交通用具使用 自動車など片道の1キロ区分ごとの使用距離に応じて1,493円から最高31,600 円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び支給額が異なる 国は5キロ区分ごとに2,000円から最高31,600円	14,752千円	72,314円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・総務課長、企画政策課長、財務課長 50,000 円 ・その他の課長（会計課長除く）、 上下水道局長 41,600 円 ・妙高高原支所長、妙高支所長 31,700 円 ・会計課長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長、園指導主事、 23,800 円 ・議会事務局長、こども教育課参事 33,200 円 ・園長 15,300 円	異なる	支給区分及び支給額が異なる 国の代表例 本庁の課長 130,300円 県単位機関の部長 72,700円 管区機関の課長 62,300円 など	10,674千円	368,069円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・単身赴任の距離に応じ月額32,000円から84,000 円	同じ		0千円	0円

6 職員数の状況

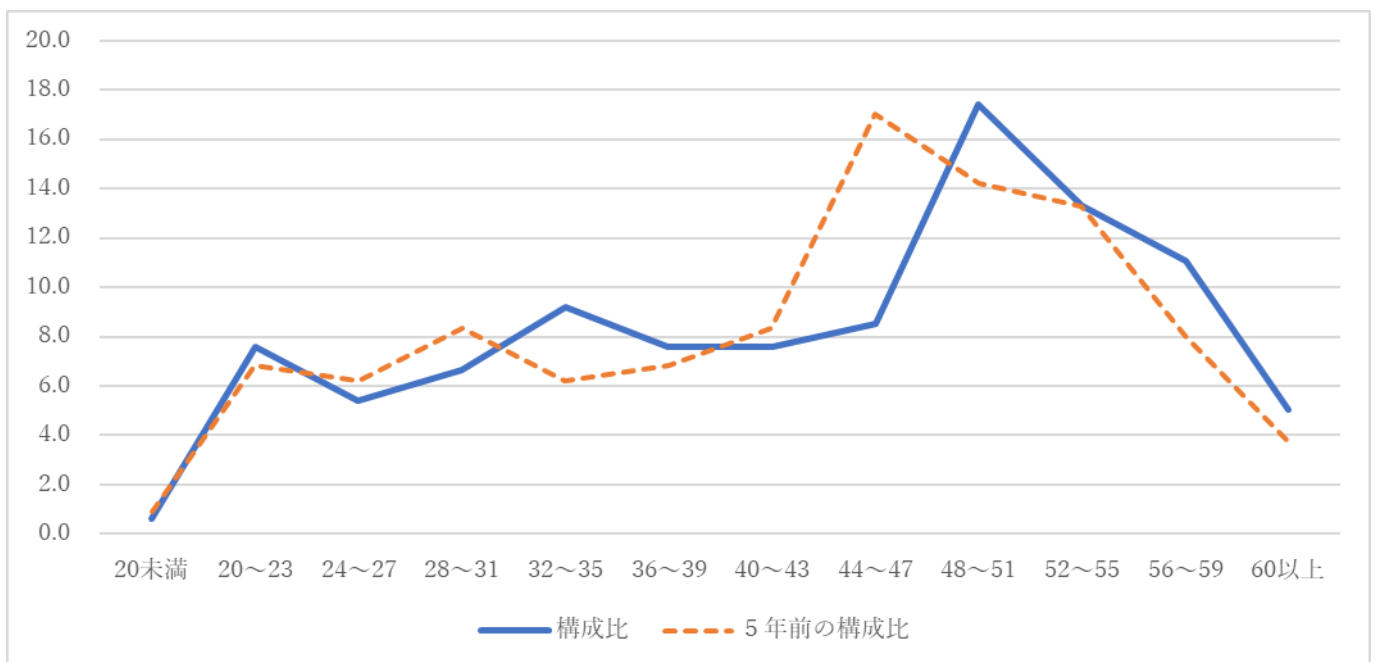
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4人	4人		
		総 務	75人	72人	△3人	総務業務の減
		税 務	14人	15人	1人	収納用務の増
		民 生	73人	77人	4人	保育園・こども園未満児担任の増
		衛 生	29人	28人	△1人	環境衛生用務の減
		労 働				
		農 林 水 産	16人	15人	△1人	農業振興用務の減
商 工		12人	11人	△1人	観光交流用務の減	
土 木	18人	18人				
	計	241人	240人	△1人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 80.31 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.85 人)	
	教 育 部 門	55人	54人	△1人	こども園職員の減	
	消 防 部 門	－	－	－		
	小 計	296人	294人	△2人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 98.37 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.76 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6人	5人	△1人	水道企業会計業務の一部民間委託による減	
	下 水 道	3人	3人			
	そ の 他	11人	10人	△1人	ガス事業民営化による減	
	小 計	20人	18人	△2人		
合 計			316人 [339人]	312人 [339人]	△4人	<参考> 人口1万人当たりの職員数 104.40 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2 人	24 人	17 人	21 人	29 人	24 人	24 人	27 人	55 人	42 人	35 人	13 人	313人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去の5年間の増減数(率)
	一般行政	237	240	243	242	241	240	+3 (1.3%)
	教 育	64	54	58	58	55	54	△10 (△ 15.6%)
	消 防	－	－	－	－	－		－
普通会計計		301	294	296	300	296	294	△7 (△ 2.3%)
公営企業等会計計		30	29	28	21	20	18	△12 (△40.0%)
総 合 計		331	323	334	321	316	312	△19 (△ 5.7%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4 年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5 年度	千円 887,364	千円 △71,276	千円 13,148	% 1.5	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 10,760 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B / A	(参考) R4 年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R5 年度	人 4	千円 14,818	千円 4,266	千円 4,824	千円 23,908	千円 5,977	千円 8,985

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	42.2 歳	304,000 円	425,750 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙 高 市	団体平均
1人当たりの平均支給額 (R5年度) 1,461 千円	1人当たりの平均支給額 (R5年度) 1,505 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.35) 月分 (1.00) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) —

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 一千円 一千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	3,029,910円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	757,477円
支給実績 (R4年度決算)	2,288,661円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	572,165円

- (注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5 (又は令和4) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		276千円	138,000円
住居手当	同上	同		224千円	224,000円
通勤手当	同上	同		350千円	116,960円
管理職手当	同上	同		-千円	-円
単身赴任手当	同上	同		-千円	-円
寒冷地手当	同上	同		265千円	66,450円

(2) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 1,515,016	千円 231,082	千円 10,395	% 0.6	% 0.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 6,332 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B / A	(参考) R4年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R5年度	人 3	千円 11,522	千円 1,758	千円 3,447	千円 16,727	千円 5,575	千円 6,453

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	57.6 歳	318,867 円	437,700 円
団体平均	46.7 歳	349,911 円	533,762 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙高市		団体平均	
1人当たりの平均支給額 (R5年度)		1人当たりの平均支給額 (R5年度)	
1,426 千円		1,579 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	— 月分	— 月分
(1.35) 月分	(1.00) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
役職加算 5～15%			

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
(退職時特別昇給 有)					
1人当たり平均支給額 一千円 一千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	166,369円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	83,184円
支給実績 (R4年度決算)	339,744円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	169,872円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5 (又は令和4) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		438千円	219,000円
住居手当	同上	同		-千円	-円
通勤手当	同上	同		356千円	118,977円
管理職手当	同上	同		499千円	499,200円
単身赴任手当	同上	同		-千円	-円
寒冷地手当	同上	同		178千円	89,000円

(3) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 324,675	千円 6,498	千円 11,899	% 3.6	% 2.8

区分	職員数 A	給与費				一人当 り給与費 B / A	(参考) R4年度一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
R5年度	人 2	千円 7,655	千円 1,846	千円 2,398	千円 11,899	千円 5,949	千円 4,869

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費には、会計年度任用職員の給与費は含みません。

イ 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
妙高市	46.5歳	316,100円	445,600円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

妙高市	団体平均
1人当たりの平均支給額（R5年度） 1,554 千円	1人当たりの平均支給額（R5年度） 1,505 千円
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.35) 月分 (1.00) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

- (注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合です。

イ 退職手当

妙 高 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額 一千円 一千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日)

該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日)

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	312,103円
職員1人当たりの平均支給年額(R5年度決算)	156,051円
支給実績 (R4年度決算)	18,330円
職員1人当たりの平均支給年額(R4年度決算)	9,165円

(注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5 (又は令和4) 年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

カ その他の手当

	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人あたり の平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		600 千円	300,000 円
住居手当	同上	同		- 千円	- 円
通勤手当	同上	同		239 千円	119,712 円
管理職手当	同上	同		- 千円	- 円
単身赴任手当	同上	同		- 千円	- 円
寒冷地手当	同上	同		178 千円	89,000 円